第 15.1.23
第32号

大正十五年一月十九日（千葉県知事）

労働争議応援ニ関スル件

関東醸造労働組合野田支部ニ於テハ去ル
十六日ノ各工場支部長会議ヲ開キ左記
決議シ全会散会セリ

記

一、埼玉県川口町ニ於ケルビール争議ガ再燃ニ
就テハ右会ノ自轉周旋（各工場ヨリ七拾銭宛）ヲ

郡ノ某地ニ会社ニ因[illegible]暴力打撲傷ヲ負
ヒタリ犯人ハ逃走ヲ晦マシタルタル為何者トモ判
明セザルモ組合員等ノ報復手段ニ出デタルニアラズヤト
疑ハレ捜査中ナリ